

4 障害者虐待の防止について

12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

① 障害者虐待事例への対応状況等

平成 27 年 12 月 22 日に公表した、「平成 26 年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」では、昨年度と比較して相談・通報件数は全体的に減少している。一方、当該施設の従事者や設置者・管理者による相談・通報件数は昨年度比で 24% 増加しており、これはサービス事業者等において障害者虐待防止法への理解が深まり、通報義務が徹底されつつあるものと考えられる。

また、虐待判断件数は、養護者による虐待は 1,666 件と昨年度より 98 件減少し、障害者福祉施設従事者等によるものは 311 件で昨年度より 48 件増加している。これは各自治体の事実確認調査が行われた結果によるものであるが、特に施設従事者の通報義務が徹底されつつあり、各自治体におかれては、事実認定調査の強化に取り組まれない。加えて、障害福祉サービス事業者等に対する障害者虐待防止に向けた普及・啓発に努められたい。【関連資料 1】

なお、来年度の上記調査にあたっては、高齢者虐待に関する調査内容等を勘案し、個別事案毎に調査項目を入力する様式の導入や、個別の事案の深刻度に関する調査項目の新設などを検討しており、詳細については追ってお知らせすることとしているので、予めご承知おき願いたい。

② 通報義務及び通報者に対する不利益取扱いの禁止の徹底について

本年度、虐待通報した職員に対して損害賠償請求が行われる事案が発生している。仮に、適切に通報した者に対して通報したことを理由に損害賠償請求を行うとすれば、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものである。

都道府県においては、施設管理者等に対して通報義務及び通報者に対する不利益取扱いの禁止の徹底を図るため、適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等への不利益な取扱いがなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について様々な機会を活用して周知を図るとともに、施設・事業所管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。

③ 障害者虐待防止マニュアルの見直しについて

厚生労働省では、今年度中に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」及び「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改正を検討しているが、現在予定している主な改正事項は以下のとおりである。詳細については追ってお知らせすることとしているが、今回の改正事項を留意の上、引き続き障害者の虐待防止に努められたい。

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」の主な改正事項(案)

- 学校、保育所等、医療機関における間接的虐待防止措置の責務規定の周知徹底を追記。
- 市町村障害者虐待防止センターが行う広報・啓発において、障害者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解のための研修を実施することや、そうした研修等において知的障害者等にわかりやすいパンフレット（平成27年度障害者総合福祉推進事業にて開発）を活用すること、女性の障害者に対する性的虐待の防止に向けた必要な情報を研修内容に取り入れることなどを追記。
- 緊急性が高いと判断できる状況に、「性的虐待等、繰り返しの被害が予測される」場合を追記。また、緊急性のある虐待を受けたとされる障害者の安全確認を現場にて目視で行うことや、複数人で対応することなどを追記。
- 可能な限り同性介助ができる体制を整えることを周知徹底し、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対する配慮を行うことを追記。
- 通報した職員に対して施設側が損害賠償請求を行う事案が起きていることに鑑み、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないことを追記。
- 調査の際の留意事項に、虚偽答弁の禁止に関する説明や、元職員からの聞き取り調査の検討に関することを追記。
- 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について、一律に身体拘束と判断することは適当ではない旨を追記。（ただし、身体拘束に該当する場合もあるため、一律に身体拘束ではないと判断することも適当でない旨を併せて追記。）

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の主な改正事項（案）

- 職員のメンタルヘルスのための研修に、怒りの感情への対処法（アンガーコントロール）の研修を追記。
- 利用者や家族等を対象にした研修を追記。
- 女性障害者が性的虐待に遭いやすい実態を踏まえ、可能な限り女性障害者に対する同性介助が行える体制を整えることを周知徹底する旨を追記。
- 通報した職員に対して施設側が損害賠償請求を行う事案が起きていることに鑑み、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わない旨を追記。
- 市町村・都道府県による事実確認への協力に、虚偽答弁の禁止の規定を追記。
- 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について、一律に身体拘束と判断することは適当ではない旨を追記。（ただし、身体拘束に該当する場合もあるため、一律に身体拘束ではないと判断することも適当でない旨を併せて追記。）

（２）障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進について

障害者の意思決定支援は障害福祉サービスの提供において当然考慮されるものであり、また成年後見制度は障害福祉サービスの利用の観点から有用であり、いずれも重要な取組である。先般とりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書（平成 27 年 12 月 14 日）では、「障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応が実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、主に以下の取組を進めるべきである」旨の指摘がなされたところである。

- ① 意思決定支援のガイドラインを作成し、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムにも位置づけるべきである。
- ② 「親亡き後」への備えも含め、障害者の親族等を対象とし、成年後見

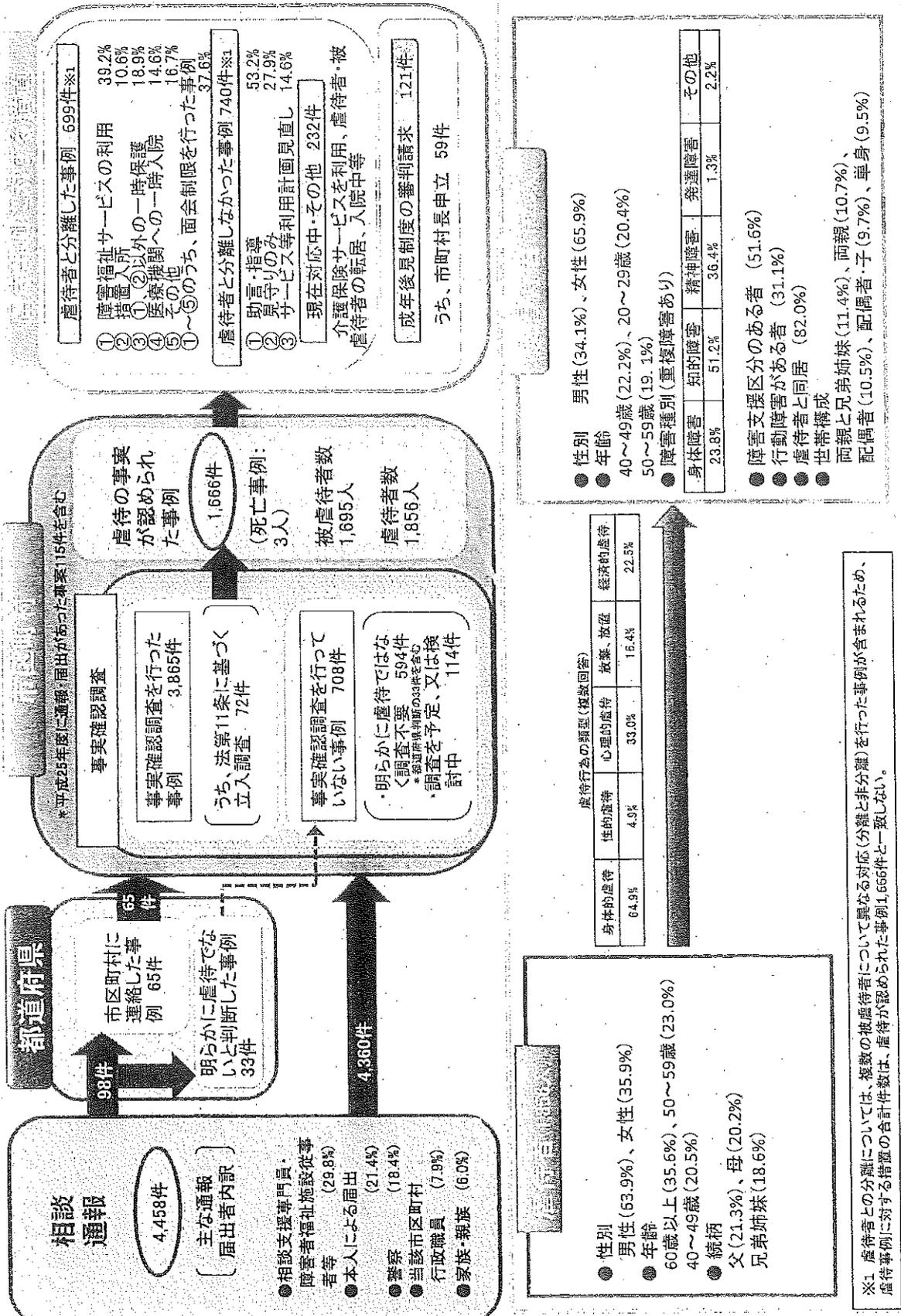
制度利用の理解促進（例えば、支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録の活用）や、適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修を実施すべきである。

こうした指摘を踏まえ、上記①については、平成 28 年度中に意思決定支援に関するガイドラインを作成し、地方自治体を通じて周知を図るとともに、平成 30 年度を目途に相談支援専門員やサービス管理責任者の研修カリキュラムの改正を行い、意思決定支援に関する事項を盛り込むこととしている。

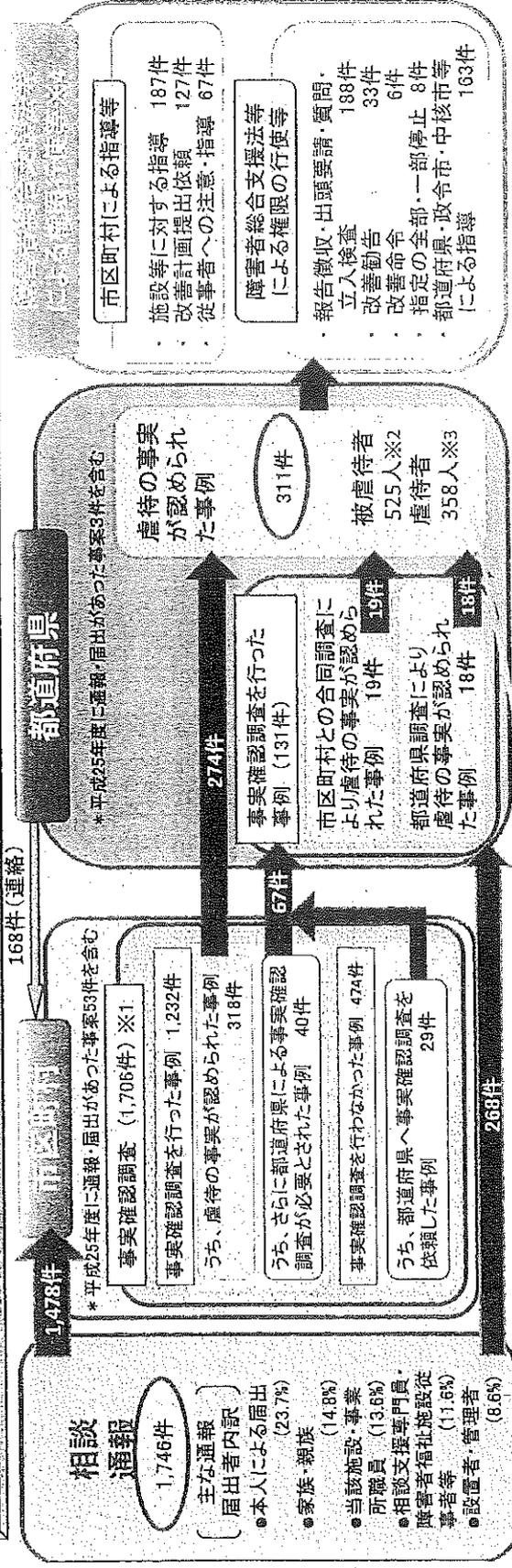
また、上記②については、地域生活支援事業実施要綱を一部改正し、平成 28 年度から現行の「成年後見制度普及啓発事業」において、「親亡き後」等への備えも含め、成年後見制度利用の理解促進のために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録の活用を含めた研修等についても補助対象とすることとしており、本事業の活用についても検討されたい。

各都道府県においては、上記報告書の趣旨を十分理解いただくとともに、管内市町村や事業者等に対し、意思決定支援や成年後見制度の利用促進について周知徹底を図るようお願いする。

平成26年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



平成26年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待行為の種類(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.9%	13.5%	42.4%	2.6%	8.4%

- 性別 男性(76.3%)、女性(23.7%)
- 年齢 40～49歳(19.8%)、50～59歳(18.2%)、60歳以上(18.2%)
- 職種 生活支援員(45.8%)、その他従事者(12.8%)、管理者(10.1%)、サ―ビス管理責任者(7.5%)

- 性別 男性(61.3%)、女性(38.7%)
- 年齢 20～29歳(22.1%)、30～39歳(19.4%)、40～49歳(20.0%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%

- 障害支援区分のある者 (67.4%)
- 行動障害がある者 (25.7%)

障害者虐待が認められた事業所種別	件数	割合
障害者支援施設	76	24.4%
居宅介護	12	3.9%
重度訪問介護	1	0.3%
療養介護	7	2.2%
生活介護	40	12.9%
短期入所	13	4.2%
自立訓練	3	1.0%
就労移行支援	4	1.3%
就労継続支援A型	22	7.1%
就労継続支援B型	45	14.5%
共同生活援助	45	14.5%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	1	0.3%
移動支援事業	3	1.0%
地域活動支援センター等経営する事業	6	1.9%
福祉ホームを経営する事業	1	0.3%
児童発達支援	2	0.6%
放課後等デイサービス	30	9.6%
合計	311	100.0%

※1 複数の市区町村にまたがる事案があるため、事実確認の状況の合計は1,699件とは一致しない。
 ※2 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害待者数が特定できなかった等の6件を除く305件が対象。
 ※3 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった13件を除く298件が対象。
 ※4 平成25年度末までに行われた権限行使等。

平成26年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
 →平成26年4月1日～平成27年3月31日までの1年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考)都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,458件 (4,635件)	1,746件 (1,860件)	664件 (628件)	虐待が 認められた 事業所数 299事業所 (253事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	1,666件 (1,764件)	311件 (263件)	/	被害者数 483人 (393人)
被害者数	1,695人 (1,811人)	525人 (455人)		

関連資料1

【調査結果(全体像)】
 ・虐待判断件数については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに市区町村が虐待と判断した事例を集計したもの。
 ・カッコ内については、前回調査(平成25年4月1日から平成26年3月31日)のもの。
 ・都道府県労働局の対応については、平成27年8月27日大臣官房地方課企画室のデータを引用。

平成26年度の障害者虐待の状況

(期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日)

厚生労働省が実施した障害者虐待防止法に基づく市町村及び都道府県の対応状況等調査のうち、和歌山県の状況を取りまとめたもの。

1 養護者による障害者虐待

(1) 相談・通報・届出受理件数及び虐待と認められた件数・人数

	相談・通報等件数	虐待と認められた件数	被虐待者数
養護者による虐待	34	13	13

(2) 虐待の種別・類型

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計
件数	7	1	6	1	7	22

※ 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待と認められた件数と一致しない。

(3) 被虐待者の状況

ア 性別

	男性	女性	合計
人数	1	12	13

イ 障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
件数	3	6	4	—	—	13

ウ 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子、娘	兄弟姉妹	その他	合計
人数	2	3	1	—	—	2	6	14

※ 複数の虐待者がいる事案があるため、内訳の合計は虐待と認められた件数と一致しない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 相談・通報・届出受理件数及び虐待と認められた件数・人数

	相談・通報等件数	虐待と認められた件数	被虐待者数
障害者福祉施設従事者等による虐待	22	5	9

(2) 虐待の種別・類型

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計
件数	3	1	2	—	—	6

※ 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待と認められた件数と一致しない。

(3) 被虐待者の状況

ア 性別

	男性	女性	合計
人数	5	4	9

イ 障害種別

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
件数	—	9	—	—	—	9

(4) 虐待が認められた施設・事業所種別

	共同生活援助	生活介護	就労継続支援B型	合計
件数	1	1	3	5

(5) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	設置者	管理者	サビ管	支援員	世話人	その他	合計
件数	1	2	1	1	1	1	7

※ 複数の虐待者がいる事案があるため、内訳の合計は虐待と認められた件数と一致しない。

サビ管＝サービス管理責任者

(6) 対応状況

施設等に対する指導	障害者総合支援法・児童福祉法 規定に基づく勧告・命令等
5	—